

利用調整基準表（守口市保育所等の利用調整に関する要綱から抜粋）

基本点数表

保育必要事由 (保育の必要性)	保護者の状況		点数
就労	就労 (内職以外)	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上（月160時間以上）働いている場合	120
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上（月120時間以上）働いている場合	100
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上（月96時間以上）働いている場合	80
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている場合	60
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	20
	内職	月120時間以上働いている場合	60
		月64時間以上働いている場合	40
	就労内定 (内職以外)	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上（月160時間以上）働く予定である場合	110
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上（月120時間以上）働く予定である場合	90
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上（月96時間以上）働く予定である場合	70
		上記には該当しないが、月64時間以上働く予定である場合	50
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	10
	就労 (内職以外であつて、 <b>育児休業中で復職する場合</b> )	復職後、月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上（月160時間以上）働く予定である場合	120
		復職後、月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上（月120時間以上）働く予定である場合	100
		復職後、月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上（月96時間以上）働く予定である場合	80
		上記には該当しないが、復職後、月64時間以上働く予定である場合	60
		自営業（自営協力者を含む。）で、就労証明書以外に自身が就労していること（就労先、就労状況等）を客観的に確認できる書類等（開業届出書、営業許可書、給与明細の写し等）の提出がない場合	20
	妊娠・出産	出産から概ね2か月前後である場合	
保護者の疾病	概ね3か月以上入院している（入院予定を含む。）又は要介護認定4以上の判定を受けている場合		120
	要介護認定3の判定を受けている場合		80
	要支援認定1・2、要介護認定1・2の判定を受けている又は疾病等により家庭での保育が困難であると診断を受けた場合		40
保護者の障害	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている場合		120
	身体障害者手帳3級・4級の交付を受けている場合		80
	身体障害者手帳5級・6級の交付を受けている場合		40
	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合		120
	精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている場合		80
	精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合		40
	療育手帳（A）の交付を受けている場合		120
	療育手帳（B1）の交付を受けている場合		80
	療育手帳（B2）の交付を受けている場合		40
同居親族の常時介護・看護	要介護認定3以上の判定を受けている又は小児慢性疾患若しくは障害を抱える同居親族の常時介護・看護により、子どもの保育が常時困難な場合		70
	上記以外の同居親族の常時介護・看護により、子どもの保育が常時困難な場合		30
求職活動	求職活動中（起業準備を含む。）である場合		10
就学	公共職業訓練、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合		60
	公共職業訓練、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		40
その他	災害の復旧に当たっている場合		保育の必要性に応じて決定
	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合		
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合		
	里親委託が行われている場合		
	上記以外に市長が認めた場合		

備考

- 1 就労の項における「自営業」とは保護者自らが事業を営む場合をいい、「自営協力者」とは2親等以内の親族が運営する会社等に勤める者をいう。
- 2 保護者の障害の項については、各等級又は各区分の手帳交付を受けており、子どもの保育が常時困難な場合に適用する。
- 3 同居親族の常時介護・看護の項における「障害」とは、身体障害者手帳1級から4級まで、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳（A）若しくは（B1）の交付を受けている場合をいう。

加算点数表

項	要件	点数
1	市内認可保育施設で保育士(保育士としてみなされる者を含む。)として月120時間以上働いている、又は月120時間以上働く予定であると認められる者	優先利用
2	ひとり親世帯	120
3	市内認可保育施設で保育士(保育士としてみなされる者を含む。)として月64時間以上120時間未満働いている、又は月64時間以上120時間未満働く予定であると認められる者	40
4	小規模保育事業等の卒園児童	20
5	きょうだいが入所している場合	20
6	きょうだいと同時に申し込む場合	10

備考

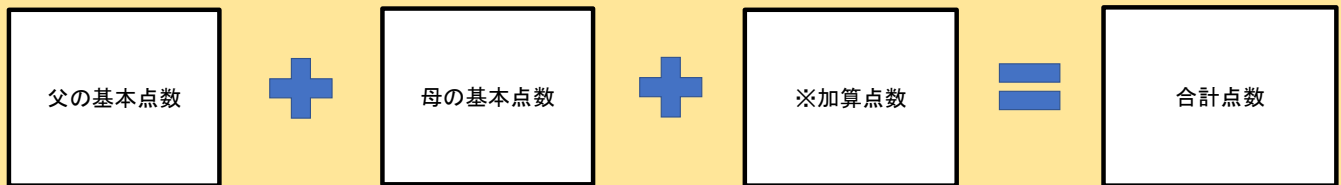
- 1の項及び3の項の対象となる者についてはP.15「○保育士等の優先的な利用調整について」を参照。
- 4の項については、利用申込児童が3歳児の年度中における利用申込み(利用希望日が当該年度中である場合に限る。)である場合に適用する。ただし、当該児童が当該年度中に2号認定子どもとして認定こども園等へ通園した場合には、それ以降はこの項による加算の適用対象外とする。
- 5の項については、先に入所しているきょうだいが1号認定子どもである場合には、加算の適用対象外とする。

同点順位表

1	新規申込み児童及び小規模保育事業等の卒園児童
2	ひとり親世帯
3	基本点数表における基本点数の高い者
4	希望する施設の希望順位が高い者
5	利用希望日が属する年度の前年度の4月1日時点で利用申込みをしていたものの利用できていない者
6	抽選

【点数の計算方法】

保護者(原則、父及び母)の状況から基本点数表に基づいて父・母それぞれ点数を付けます。これに加えて加算点数表の内容に該当する場合は、各点数を加点します。



※加算点数表1～6に該当する場合のみ。該当する項が複数ある場合、該当項の点数すべてを加算します。

【計算方法の例】

○父が月160時間以上の就労、母が月120時間以上160時間未満の就労をしており、先に2号認定で兄が認定こども園等に入園している場合

父の基本点数	母の基本点数	加算点数	合計点数
120点	100点	20点	240点

○母が月120時間以上160時間未満の就労をしており、ひとり親に該当する場合

母の基本点数	加算点数	合計点数
100点	120点	220点